

特定非営利活動法人 健康さくらんぼ21 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人健康さくらんぼ21と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山形県東根市におく。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、健康ひがしね21を基本理念に、市民参加による体力の維持増進の実践、生活習慣病の予防などの基礎的知識を習得などにより、市民がより良いライフスタイルを獲得できるよう、関係団体との連携や協働による事業などを展開する。

健康づくりの普及と啓発を図る活動により、市民が健やかで心豊かに生活できる活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 子供の健全育成を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 会員の知識・技術の向上を図る事業
 - ② 公開講演会などによる健康づくりを啓発する事業
 - ③ インターネットなどを活用して情報を発信する事業
 - ④ スポーツ少年団、クラブチームなどを運営する事業
 - ⑤ 協働による保健の増進及び生涯スポーツの推進を支援する事業
 - ⑥ 上記事業の運営に必要な連絡調整を図る事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員は、この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体とする。
- (2) 賛助会員は、この法人の趣旨に賛同し、活動に協力する個人及び団体とする。

(入 会)

第7条 この法人に、正会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書を理事長に提出し申し込むものとする。

- 2 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。
- 3 賛助会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書を理事長に提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 会員は、この法人に納入した入会金及び会費の返還を求めることができない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は、死亡または次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) この法人が解散したとき

(退 会)

第10条 会員で退会しようとする者は、別に定める退会届を1ヶ月以前に提出し、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決を経て除名することができる。但し、この場合においては、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款、諸規定又は総会の議決に違反したとき
- (2) この法人の目的趣旨に反する行為があったとき
- (3) この法人の名誉を傷つけ、又は本会の運営に支障を及ぼすと認められたとき

(抛出金の不返還)

第12条 前条の規定により、除名されたものは、本会資産についていかなる請求権も有しない。

第4章 役 員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員をおく。

理事 7名以上12名以内

監事 2名

2 理事のなかから理事長1名、副理事長若干名を定めるものとする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員のなかから選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選により選任する。

3 理事及び監事は、相互に兼任することができない。

4 役員は、法第20条に適合し、その構成は、第21条に適合しなければならない。

5 役員に異動があるときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(職務)

第15条 理事全員は、この法人を代表する。

2 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づいて会務を執行する。

3 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠または増員により選出された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行われなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 役員の報酬及び費用の支弁に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が細則で定める。

(顧問)

- 第19条 この法人に、顧問若干名をおくことができる。
- 2 顧問は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
 - 3 顧問は、重要な事項について、理事長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。

第5章 会議

(種類及び開催)

- 第20条 会議は、総会及び理事会とする。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は、毎年1回開催する。
 - 3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会で必要と認められたとき
 - (2) 正会員の5分の1以上からの請求があったとき
 - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事が招集したとき
 - 4 理事会は、毎年2回開催するほか、必要に応じて随時開催する。

(構成)

- 第21条 総会は、正会員をもって構成する。
- 2 理事会は、理事をもって構成する。

(招集)

- 第22条 会議は、監事が招集する臨時総会を除き、理事長が招集する。
- 2 会議の招集は、会議を構成する正会員または理事に対して、会議の目的及び審議事項、日時及び場所を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも一週間前までに通知しなければならない。

(会議に付議すべき事項)

- 第23条 総会には、次の事項を付議する。
- (1) 事業計画及び活動予算
 - (2) 事業報告及び活動決算
 - (3) 役員を選任又は解任
 - (4) 定款及び細則の変更
 - (5) この法人の解散又は合併
 - (6) 前各号のほか、理事会より付議された事項
- 2 理事会には、この定款に規定する事項のほか、次の事項を付議する。
- (1) 総会で議決した事項の執行に関すること
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) 事業計画及び活動予算の変更
 - (4) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(議長)

- 第24条 総会及び理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第25条 会議は、総会にあっては、これを構成する正会員の3分の1以上、理事会にあっては、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第26条 議事は、この定款に規定するもののほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

2 正会員または理事は、議決の行使を、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の出席者に書面をもって委任することができる。

3 前項の場合における前条の規定については、その正会員または理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者または表決委任者数付記）

(3) 審議事項

(4) 審議の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名以上が、署名押印しなければならない。

第6章 運営組織

(委員会及び部会等)

第28条 この法人は、事業の円滑な運営を図るため、理事会の議決を経て、委員会及び部会等の運営組織を置くことができる。

2 委員会及び部会等の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が細則で定める。

(事務局)

第29条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び職員若干名を置くことができる。

3 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第30条 この法人の資産は、次の各号をもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 事業に伴う収入

(5) 資産から生ずる収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第31条 この法人の資産の管理は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が定めるところによる。

(経費の支弁)

第32条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の原則)

第33条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第35条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

3 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既決予算を変更することができる。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告書、活動決算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第37条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 名称

(2) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(3) 目的

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）

(5) 社員の喪失に関する事項

(6) 役員に関すること

(7) 会議に関すること

(8) その他の事業を行う場合における、その種類その該当その他の事業に関する事項

(9) 残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項

(10) 定款の変更に関する事項

(解散及び合併)

第38条 この法人が解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を、合併する場合は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

(残余財産の処分)

第39条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、地方公共団体又は財団法人に譲渡するものとする。

第9章 公告の方法

(公告)

第40条 この法人に必要な諸手続きにおいて法に定める公告は、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(施行細則)

第41条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が細則で定める。

附 則

1. この定款は、法第10条により、法人成立の日から施行する。
2. この法人の成立当初の役員は、第14条第1項から第3項までの規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、法人成立の日から平成18年5月31日までとする。
3. この法人の成立当初の事業年度は、第34条の規定にかかわらず、法人成立の日から平成17年3月31日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第35条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとする。
5. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 入会金 2,000円 会費年額 3,000円

(2) 賛助会員 年会費一口 2,000円

別 表 設立当初の役員

理 事 長	奥 山 保 雄
副理事長	高 橋 穂
副理事長	秋 庭 清
理 事	佐 伯 和 則
理 事	石 川 高 一
理 事	大 江 澄 子
理 事	黒 坂 秀 隆

理 事	浅野目 美惠子
理 事	渡 部 俊 行
理 事	松 田 一 雄
監 事	板 垣 博 文
監 事	横 尾 禎 司